

2005年度 明治大学法科大学院 第二次選考 論文試験問題

【小論文】

A県の山間部にあるB町(以下、A県とB町をあわせて甲という)は、総面積37.23km²、人口3,238人で、C金属株式会社(以下、乙という)が昭和62年に所有する鉱山を閉山するまで、鉛・亜鉛を産出する鉱業を基幹産業とした町であったが、現在は、閉山した鉱山の坑道を利用した地底博物館を核とした観光による町づくりやリサイクルエコタウンを積極的に進めている。

乙の子会社D鉱業株式会社(以下、丙という)は、乙から鉱山事業を引き継ぎ、操業してきたが、鉱山の閉山後は、坑廃水処理、たい積場等の各設備・施設の維持管理や鉱害防止対策を事業として活動している。

1. 丙は、鉱山事業で培われた技術・システムを活用し、自動車廃バッテリーのリサイクル事業と鉱山排水の処理事業を中心に活動する企業である。その業務内容は、年間約250万個の鉛廃バッテリーの処理、年間600百万トンの坑内からの坑廃水を含めた廃水の処理、また、捨石たい積場の管理等である。

2. ところが、排水の鉛データを改ざんしたとされる問題が発生したので、監督官庁は、委員会を設けて、鉛以外にもカドミウムや亜鉛、酸性度(pH)についても調査し、原因の究明を行った。

3. それによると、排出基準超過の主な原因は、坑廃水処理場(終末処理場)の重金属捕集剤の添加量不足により重金属の捕集効率が低下したこと、消石灰ミルク添加量を制御する水素イオン濃度(pH)計の設置位置が適当でなく、添加量にバラツキが生じ、部分的に十分な中和処理が行われなかった等の不適切な運転管理によるものであることが明らかになった。再発防止対策としては、坑廃水処理場の適切な運転管理の徹底とともに、各発生源の規制対象物質の濃度の低減化を図ること、委員会から報告書の提出を受け、報告書を精査の上、鉱山に改善計画の作成、提出を指示し、それを審査し法令に基づく施設認可等を行うこと、実施状況については、抜き打ち検査で確認するなど今後の対応として明らかにしている。

4. しかし、その後、鉱山の坑廃水などを流す配管が凍結のために破裂し、最終処理されなかった排水約7.6トンが近くの河川に流出した。排水には有害な鉛やカドミウムなどが含まれ、最大で環境基準値の90倍の鉛が検出された。丙から連絡を受けた監督官庁と甲が現地に入り、被害状況の調査を開始した。丙によると、総合廃水処理施設内で警報装置が作動したため、社員が現場に駆け付けたところ、鉱物を沈降させる濃密機(シックナー)から約2.8キロ離れたたい積地に汚泥を送る送泥用の配管4本のうち1本(直径16.5センチ、厚さ5ミリ)が工場から約300メートル離れた場所で破裂しており、丙の担当者が配管への送泥を止めるまで、少なくとも計約7.6トンの排水が河川に流出したという。丙による流出した河川での水質調査では、鉛は最大で環境基準値(0.01mg/l)の90倍に当たる10当たり0.9ミリグラム、カドミウムは同基準値(0.01mg/l)の2.8倍の0.028ミリグラムが検出された。

5. 乙及び丙は、使用済み家電リサイクル工場の建設を町に申し入れ、住民、町、企業のパートナーシップに基づく情報公開を基本とするプログラムを提案し、町及び住民の合意を得たことにより、県の支援を受けてプラン作りがなされ、小さな町から広がる環境調和型地域づくりを基本理念とする「エコタウンプラン」が策定され、国から承認されている。

以上のような事例において、甲が地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るために、県公害防止条例に基づく協定を乙及び丙との間で締結するに際して、(1)重要な事項を7項目以上あげ、(2)その重要事項を環境協定の形式とし、かつ、(3)それらの項目が必要と考えられる理由を添付の資料を参考にして述べなさい。

(解答形式)

「重要な事項」ごとに分けて解答する

- 1 (1) 重要な事項を摘示する
- (2) 協定条項の形式として記述する
- (3) 必要と考える理由を記述する

以下、2、3、4・・・と同様な形式で述べること

(2) 協定条項の記載例

(施設の設置等の協議)

第〇条 乙及び丙は、公害防止施設及び公害の発生に関係のある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「変更等」という。)は、事前に甲と協議する。

2 乙及び丙は、前項の変更等のうち、周辺環境への影響が明らかに低減されるものについては、報告をもって前項の協議に代えることができる。

資料

乙の環境報告書

丙の親会社である乙が発行する環境報告書の中で、丙の環境対策について、概ね以下のように述べている。「丙からの排水が基準値を超過していたという鉱山保安法違反を受けて、丙は、鉱山保安監督部の指導の下、当社のバックアップを受けつつ、廃水処理に万全を期するため、約 15 億円をかけて抜本的な廃水処理施設の改善工事を実施し・・・覆土植栽等の環境対策を除き・・・年度内中にこれらの工事をほぼ完了・・・。さらに、農用地などの重金属汚染防止・低減化技術や廃水処理技術などの部門を甲地区に移し、地域密着型の研究活動を行っている」

A県の公害防止条例にもとづく公害防止協定

平成7年の公害防止条例の改正により、全県下において、県民の生活環境を保全する必要があると認められる場合、知事は事業者に対し公害防止協定の締結について協議することとしている。また、同条例は、公害防止協定の締結及び運用に関する指針を作成し、環境関連法令の補完、地理的・社会的条件に即した公害防止対策の実施及び健全で快適な環境の確保といった公害防止協定の役割に、環境負荷の低減や環境保全活動の推進を新たに付加している。なお、県公害防止条例第11条で公害防止協定を以下のように規定している。

第11条 知事は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断して、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する者と公害の防止に関する協定の締結について協議するものとする。

2 前項の規定により知事から公害の防止に関する協定の締結について協議を受けた者は、誠意をもつてこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 知事は、第一項の協定を締結するに当たっては、あらかじめ、当該工場又は事業場所在する市町村の長の意見を聴かななければならない。

なお、ここにいう「公害」とは、同条例第二条で、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のた

めの土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。